

新上五島町若者定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口の減少を抑制し、定住の促進と地域の活性化を図るため、本町の区域内に定住するために住宅を新築、又は購入、若しくは建替えを行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新上五島町補助金等交付規則（平成16年新上五島町規則第39号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居住することを目的として、独立した基礎を有し、玄関、居室、便所、浴室及び台所等を有している一戸建ての建築物をいう。
- (2) 新築 本町の区域内に新たに住宅を建築することをいう。
- (3) 購入 本町の区域内に存する住宅を購入することをいう。
- (4) 建替え 本町の区域内に存する住宅の全部を取り壊し、従前と同じ敷地とみなされる土地に住宅を建築することをいう。

(補助対象者等)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成28年4月1日以降に住宅を新築、又は購入、若しくは建替え（以下「新築等」という。）を行い、この補助金の交付を申請した日において、40歳以下の者であること。
- (2) 住宅の所有者（不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により、建物の権利に関する登記を行った者。以下同じ。）であること。ただし、共有名義の場合は、持分が2分の1以上の者（持分が2分の1の所有者が2名の場合は、いずれか一方）であること。
- (3) 補助対象者、及びその同一世帯に属する者（以下「世帯全員」という。）が、新築等を行った住宅の所在地により、本町の住民基本台帳に記録された者であること。
- (4) 新築等を行った住宅を生活の本拠として引き続き10年以上居住する者であること。また、中学生以下の子を養育している場合は、申請時において島内の高校までを卒業させる意志があること。
- (5) 世帯全員が、本町、及び前住所地の市区町村において市区町村民税を滞納していない者で

あること。

(6) 住宅を新築及び建替えをする場合は、平成28年4月1日以降に町内の業者と工事請負契約を行うこと。

(7) 住宅を購入する場合は、平成28年4月1日以降に売買契約を行うこと。

(8) 本町の区域内に所有する住宅がないこと。

(9) 公共移転補償に係るものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とししないものとする。

(1) 過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けたことのある者

(2) 二親等以内の所有者から住宅を購入する者

(3) 申請者又は配偶者のいずれかが新上五島町の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条（同条第3項第2号、第3号及び第5号に該当する職のものを除く。）に規定する地方公務員をいう。）

(4) その他、町長が不適切な事由があると認める者

（補助金の額等）

第4条 補助金の基本額は別表第1に定めるとおりとする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額とする。

2 前項のほか、補助の対象者が次の各号に該当するときは、次の各号に定める加算を交付するものとし、当該加算の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(1) 子育て加算 中学生以下の子を養育している者

(2) 分譲地加算 町が所有する分譲地の土地を取得し住宅を新築する者

3 国、県又は本町の制度による他の補助を受けている場合は、当該補助金の額を補助の対象となる費用から控除する。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、新上五島町若者定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第3に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により申請された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、新上五島町若者定住促進事業補助金交付決

定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付が適当でないとき、新上五島町若者定住促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げをするときは、新上五島町若者定住促進事業補助金変更（取り下げ）承認申請書（様式第4号）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、新上五島町若者定住促進事業補助金変更（取り下げ）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第8条 実績報告書は、規則第13条の規定にかかわらず、新上五島町若者定住促進事業補助金完了報告書（様式第6号）によるものとし、別表第3に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 町長は前条の報告を受けた場合においては、審査を行い、額を確定し、新上五島町若者定住促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受理したときは、速やかに新上五島町若者定住促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取り消し及び返還）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- （1） 正当な事由がなく、補助金の交付を受けた日から起算して10年未満で転居し、又は転出したとき。
- （2） 補助金の交付申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- （3） この要綱の規定に違反したとき。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の取り消し相当と認めるとき。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならぬ。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成30年3月13日告示第12号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	補助対象経費	補助率 (基本額の上限額)	備 考
住宅の新築	住宅の新築に要する経費 (土地の購入費用を除く。)	10/100 (上限額 150 万円)	店舗併用住宅の場合は、補助額を居住部分の面積で按分して得た額を補助額とする。また、区分ごとの補助対象経費を合算して補助額とすることはできないものとする。
住宅の購入	住宅の購入に要する経費 (土地の購入費用を含み、購入後の改修費用を除く。)	10/100 (上限額 100 万円)	
住宅の建替え	住宅の建替えに要する経費 (既存住宅の解体撤去費用を除く。)	10/100 (上限額 150 万円)	

別表第2（第4条関係）

区 分	加算となる要件	加算額	備 考
子育て加算	中学生以下の子を養育している者	一人につき 25 万円	
分譲地加算	町が所有する分譲地の土地を取得し住宅を新築する者	50 万円	

別表第3（第5条及び第8条関係）

○添付書類

<p>申請手続</p>	<p>1 申請時期 工事着手前（購入の場合は売買契約の後）に提出するものとする。</p> <p>2 添付書類 （1）世帯全員の住民票謄本（続柄の記載されたもの） （2）世帯全員の本町、及び前住所地における納税証明書、若しくは非課税証明書（本町に転入した日の属する年度を除く。） （3）住宅を新築及び建替えをする場合は、工事請負契約書の写し （4）住宅を購入の場合は、売買契約書の写し （5）土地購入契約書の写し（借地の場合は土地賃貸借契約書の写し） （6）土地の登記事項証明書（借地の場合は必要なし） （7）住宅及び土地の位置図 （8）住宅の平面図（間取り、床面積が確認できるもの。購入後に改修を行った場合は、改修後の間取り、床面積が確認できるもの） （9）土地の公（字）図（土地購入の場合） （10）その他町長が必要と認める書類</p>
<p>完了報告</p>	<p>1 報告期限 各年度3月末日まで完了報告書を提出すること。</p> <p>2 添付書類 （1）取得した住宅の登記事項証明書（申請者の所有権を確認できるもの） （2）住宅の新築、又は購入、若しくは建替えに係る領収書、又は銀行振込控えの写し （3）住宅の写真（着工前、工事中、完成、購入した住宅） （4）入居後の世帯全員の住民票謄本（続柄の記載されたもの） （5）国、県又は本町の制度による他の補助を受けている場合は、当該補助金の額が確認できる書類 （6）定住確約書 （7）その他町長が必要と認める書類</p>